学校設置認可事務の流れ（二段階審査）

期間	手続の流れ	注意事項
	設置認可相談	
	学校設置認可申請書提出	＊ 校舎等の建築について、建築基準法に基づく、確認済証が交付されていること
最低2か月	所轄庁の審査 ・書類審査 ・（現地調査）	
	私立学校審議会諮問	
	審議会部会調査 ・（現地調査） ・申請者面接	
	審議会中間答申	＊ 設置計画に対する審議会の承認・不承認の答
	学校設置計画承認（不承認）通知	＊ 所轄庁の通知
	PR活動開始可（ただし、募集活動は不可）	＊ 東京都認可申請手続中、学校設置計画承認済等とする
	校舎建設着工	＊ 校舎等の建設は、設置計画承認の通知があってから行うこと
工期	校舎、施設設備等の計画変更届提出	＊ 計画変更があるときは、所轄庁に届け出る
開校前年度6月末まで	建設工事完了（校舎等建設完了届提出）	＊ 建築確認基準法に基づく検査済証、消防法に基づく検査結果通知書を添付 ＊ 教具、校具、図書等を設置し、開校できる状態であること。
最低2か月	所轄庁の審査 ・書類審査 ・現地調査	
	私立学校審議会諮問	
	審議会部会調査 ・現地調査	
	審議会本答申	＊ 設置認可についての審議会の答申
開校前年度の9月まで	学校設置認可（認可書交付）	＊ 学校法人新設の場合、法人の認可と同時
	生徒募集開始可	
	開　校	